

議案第 5 号

小城市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市生涯学習センター条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 28 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

誤謬の訂正のため、規則の一部を改正する必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市生涯学習センター条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 28 号）を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「市」の次に「又は教育委員会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第5号 小城市生涯学習センター条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第28号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 市_____が主催又は共催する事業及び公費をもって直接補助育成する団体がその目的達成のための行事又は研修に利用するとき使用料の全額。ただし、入場料を徴収するときは、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>（2） 市_____が教育及び文化の振興並びに福祉の増進のため後援する行事若しくは研修又は生涯学習諸団体若しくは補助育成を必要とする団体の活動若しくは行事に利用するとき 使用料の10分の8に相当する額。ただし、入場料を徴収するときは、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 市又は教育委員会が主催又は共催する事業及び公費をもって直接補助育成する団体がその目的達成のための行事又は研修に利用するとき使用料の全額。ただし、入場料を徴収するときは、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>（2） 市又は教育委員会が教育及び文化の振興並びに福祉の増進のため後援する行事若しくは研修又は生涯学習諸団体若しくは補助育成を必要とする団体の活動若しくは行事に利用するとき 使用料の10分の8に相当する額。ただし、入場料を徴収するときは、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 （略）</p>